

藍鼎元『女學』の研究〔6〕

下見 隆雄

本稿には、前号に続いて「婦徳」上篇の以下の章に関する研究を掲載する。

〔5〕、「父母之徳」(三十章「淳于意」は、これに関する第一の章であるが、

前号〔5〕に掲載済みである。)

第三十一章、「楊豊」・「宛陵女」・「分寧彭女」

◎「論曰」(藍鼎元の女性論——身を捨てて親を護る勇氣を称える)

第三十二章、「崔志女」

第三十三章、「曹娥」・「叔先雄」・「饒瓊眞」

〔6〕、「事兄嫂之徳」

第三十四章、「事兄嫂之徳」に関連する立言。「顔氏家訓曰」

◎「事兄嫂之徳」について藍鼎元の論

第三十五章、「鄒英」

〔7〕、「去妬之徳」

第三十六章、「去妬の徳」についての立言。「晏氏曰」(この章は、『広島国際

学院大学研究 報告』第33巻、二〇〇〇年に掲載、嫉妬に関する歴代

の論や問題点については、これに既述。)

第三十七章、『漢書』杜欽曰(この章も、同上の掲載済み。)

第三十八章、「皇明内訓曰」

第三十九章、「成湯之妃」

〔5〕、「父母之徳」

【第三十一章】「父母之徳」(前号に続く)

〔原文〕宋南郷縣民揚豊、與息女香、于田獲粟、豊爲虎所噬、香年甫十四、手無寸刃、見父被傷、舍命攘拳、而搯虎頸、豊因獲免、太守聞之、賜以穀帛、仍旌其門、〔節、舍上聲、攘如羊切、搯音厄、守去聲〕

宛陵有女、夜與母共寢、母爲虎所攫、女執虎尾、啼號、行十里、不捨、虎毛盡落、乃置其母而去、詔表其門、〔節、號平聲、

分寧彭女、從父入山採樵、虎啣其父而去、女拔刀砍虎、奪父還、詔賜粟帛、令州縣歲時存問、

論曰、此皆舍命護親、不期勇而自勇者也、孝思迫切、虎口可以生還、而況其他乎、〔舍上聲、〕 右第三十一章。

宋の南郷縣の民、揚豊は、息女の香と與に、田に于いて粟を穫りいたるに、豊、虎の噬む所と爲る。香、年甫めて十四、手に寸刃すら無し。父の傷を被るを見て、命を捨てて拳を攘いて、而して虎の頸を搯す。豊、因りて免るるを獲たり。太守、之れを聞きて、賜はるに穀帛を以てし、仍お其の門に旌す。(1)〔節なり。舍は、上聲。攘は、如羊の切。搯は、音厄。守は、去聲。〕

宛陵に女有りて、夜、母と與に共に寝ねたり。母、虎の攫る所と爲る。女、虎の尾を執えて、啼號しつづ、行くこと十里なるも、捨さず、虎、毛、盡く落ちて、乃ち其の母を置きて而して去る。詔ありて其の門に表す。(2)「節なり。號は、平聲。」

分寧の彭女は、父に従いて山に入りて樵を採りいたり、虎、其の父を啣えて而して去る。女、刀を抜きて虎を砍りて、父を奪いて還る。詔ありて粟帛を賜い、州縣に令して歲時に存問せしむ。(3)論じて曰う。此れ皆に、命を捨てて親を護らんとし、勇を期せずして而して自ずから勇なる者なり。孝思、迫切すれば、虎口すらも以て生還す可し。而るを況んや其の他をや。(4)「舎は、上聲。」

右、第三十一章。

○資料研究

(1)「南郷縣」、故城は、今の河南省浙川縣の東南。この伝記は『異苑』卷十(『御覽』四百十五「孝女」引。なお、卷八百九十二「虎下」引「孝子傳」にも、楊香の話掲げる。)に見える。「順陽、南郷の揚豊は、息の香と與に、田に於いて粟を穫りいたるに、因りて、虎の噬む所と爲る。香、年十四、手に寸刃すら無し。直ちに虎の頸を搯す。豊、遂に免るるを得たり。太守、平昌の孟肇之、賜わりて之れに穀を貸え、其の門閭に旌したり。」(『御覽』引には、「因りて」が無く、「虎の噬む所と爲る」とあり、そのほか、「香、年甫めて十四」・「乃ち虎の頸を搯す。豊、因りて免るるを獲たり。香、誠孝なるを以て感を致し、猛獸、之れが爲めに逡巡す」・「賜りて穀を資し」とある。)

呂坤『閩範』卷二に、「楊香搯虎」として掲げ、「楊香は、南郷縣の揚豊の女なり。父に隨いて、田間にいたるに、豊、虎の噬む所

と爲る。香、年十四、手に寸刃すら無し。乃ち虎の頸を搯す。豊、因りて免るるを獲たり。太守、之れを聞き、穀を賜わりて、其の門閭に旌す。」とある。楊香を主人公に置き換えて語り始める。

『仇英繪圖汪氏列女傳』卷六に「順陽楊香」を掲げ、「漢の楊香は、順陽南郷縣の揚豊の女なり。父に隨いて、田間にて粟を穫りいたるに、豊、虎の曳く所と爲る。香、年十四、手に寸刃すら無し。乃ち虎の頸を搯す。虎も亦た牙を靡して逝く。豊、因りて免るるを得たり。太守、平昌の孟肇之、賜わりて穀を資し、其の門閭に旌したり。」とある。まとめ方や表現は『御覽』引の『異苑』に類似するが、これも、楊香を主として語り始める形式に変じている。

ところで、この『繪圖列女傳』が、話を漢代に設定するのは、特異である。また、清の『廣列女傳』卷一八「孝女類」も、これと同一文を紹介する(なぜか、『華陽國志』を典拠とする)。しかし、もし『異苑』が始めて紹介したものなら、南朝宋の劉敬叔の撰といわれるから、漢代という設定はやや無理かと思われる。この観点から、『媛圖說』の「孝女」は、『女學』と同文を掲げる。なお、『古今圖書集成』閩媛典第三二「閩孝部」に明の陳繼儒『虎蒼』(楊香は、揚豊の女なり。父に隨いて、田間にて稲を刈りいたるに、豊、虎の噬む所と爲る。香、才十四、手に寸兵すら無し。遽かに虎の頸を搯す。虎、奔逸して免るるを得たり。太守、孟肇之、其の事を上し、詔して門閭に旌す。」と。なお、『寶玉堂秘笈』續集所収の『虎蒼』卷一にこの話を紹介するが、特に時代を明記しない。また、「才」を、「年」に作る。)から引き、これは、時代を晋とする。

この話は、「二十四孝」にも入れられている。『二十四孝詩選』

「によれば、詩に、「深山、白額に逢い、努力めて腥風を搏つ。父子、俱に恙無く、身を饑口の中より脱す。」とあり、「楊香、其の父、虎の爲めに曳き去らる。香、虎を搏ちて遂に害を免る。」とある。ここには、「楊香」を特に女子とは明記せず、詩には「父子、俱に」とあり、「楊香」は男子かとの解釈もできそうである。例えば、日本寛文年間刊の『日記故事大全』巻一「二十四孝」には、「楊香、年十四歳、云々」とあり、注に、「香、年十四、膂力未だ剛ならず。」という。女子という想定ではないようである。また、「龍谷大学図書館」蔵の『新刊全相二十四孝詩選』の図入り本には、「楊香」は男子のごとく描かれる。これに対して、「二十四孝」系統のもので、女子であることを明記するものも有る。例えば、日本大阪書林刊『二十四孝』には、「楊豊といえるもののむすめなり」と記し、京都法文館刊『繪入り二十四孝抄』には、「楊香は女なり而も此の時十五歳なり」とする。ただ、他の「孝子伝」系統のものでは、女子と明記するものが普通のようなのである。明の朱棣撰『孝順事實』巻一〇にも「楊香掙虎」を載せるが、「楊豊の女」とする。また、上記の寛文刊の『日記故事大全』でも、卷三孝感に「打虎奪父」では、「楊香は女なり」と明記するし、『三綱行實』の「楊香掙虎」でも、「楊豊の女」とする。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」所生子女、皆曰息、穫音獲、刈禾也、噬音誓、啖也、掙捉也、按也、

生む所の子女を、皆な息と曰う。穫は、音獲。禾を刈るなり。噬

は、音誓。啖らうなり。

掙は、捉うるなり。按おさうるなり。

とある。各本、

②所生子女、皆曰息、穫音獲、刈禾也、噬音誓、啖也、掙捉也、按也、

掙捉也、按也、

③所生子女、皆曰息、穫音獲、刈禾也、噬音誓、啖也、掙捉也、按也、

掙捉也、按也、

④所生子女、皆曰息、穫音獲、刈禾也、噬音安、啖也、掙捉也、按也、

掙捉也、按也、

⑤所生子女、皆曰息、穫音獲、刈禾也、噬音誓、啖也、掙捉也、按也、

掙捉也、按也、

⑥所生子女、皆曰息、穫音護、刈禾也、噬音齧、誓也、掙捉也、按也、

掙捉也、按也、

とある。②・③・⑤は、「内閣文庫」本に同じであるが、④・⑥の傍線部の字の誤りは甚だしい。

(2)『梁書』列傳四一孝行傳の「滕曇恭」傳に、「宣城の宛陵に女子有りて、夜、母と與に床を同じうして寝ねたり。母、虎の搏うる所と爲る。女、號叫して虎を掙つかみて、虎の毛、盡く落つ。行くこと十數里にして、虎、乃ち之れを棄つ。女、母を抱きて還りて、猶お氣有るも、時を経て絶したり。太守の蕭琛、焉あやまに購かひす。表して其の状を言う。詔有りて其の門閭に旌す。」とある。

また、『南史』列傳第六四「孝義下」の「張景仁」にこの話を付する。「天監中、宣城の宛陵の女子、母と與に床を同じうして眠ねたり。母、猛獸の取る所と爲る。女、啼號しつづ随ひ、猛獸を掙つかみ

て、行くこと十數里にして、獸の毛、盡く落つ。獸、乃ち其の母を置きて去る。女、母を抱きて、猶お氣息有るも、時を経て乃ち絶したり。郷里、郡縣に言う。太守の蕭琛、表して上す。詔もて其の門閭に「榜す。」とある。いずれも、『女學』と表現やまとめ方に多少の差が有る。しかしどちらかと云えば、『女學』は、やや『南史』に近いと云えるであろうか。『梁書』では、「女、號叫して虎を擧みて、虎の毛、盡く落つ。行くこと十數里にして云々」とするが、『南史』では、「女、啼號しつづつ、行くこと十數里にして云々」とするが、數里にして、獸の毛、盡く落つ。」とする。これは、『女學』が、「女、虎の尾を執えて、啼號しつづつ、行くこと十里なるも、捨さず、虎毛、盡く落ちて云々」とするのにやや類似する。

『廣列女傳』卷一八に「宛陵女」を載せる。内容は、「宛陵に女有りて、夜、母と與に共に寝ねたり。母、虎の擧る所と爲る。女、嘯號しつづつ、虎の尾を執えて、行くこと十里なるも、捨さず。虎、尾、盡く落ちて、乃ち其の母を置きて而して去る。詔して門に表す。」(『賢媛圖說』の「孝女」にも、「楊香」の「附録」にこの話を載せている。ただ、「瀟號しつづつ、虎の尾を執えて、行くこと十里なるも、捨さず。虎毛、盡く落ちて」とする。)とある。傍線部分の表現・文字に異なるもの、基本的には類似するまとめ方である。『女學』は、あるいは、これと同じ資料(『廣列女傳』はこれに明確な典拠を示さないが、この直前の伝記に、明の陳禹謨撰『說儲』一巻・二集一巻を掲げる。)に依っているのかも知れない。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」攫音畫、爪持也、

攫は、音畫。爪持するなり。

とある。各本、

- ② 攫音畫、瓜持也、
- ③ 攫音畫、爪持也、
- ④ 攫音或、爪持也、
- ⑤ 攫音郭、風持也、
- ⑥ 攫音卻、爪持也、

とある。③がおそらく本来の面目を保っているであろう。

(3)『宋史』列傳第二一九「列女傳」に、「彭列女は、洪州の分寧の農家に生まる。父秦に従いて山に入りて薪を伐りいたり。父、虎に遇いて將に脱せざらんとす。女、刀を抜きて、虎を斫りて、其の父を奪いて而して還る。事、聞せられて、詔ありて粟帛を賜い、州縣に敕して、歳時に存問せしむ。」とある。傍線部分が、『女學』の表現と異なる。なお、直接の関係はないが、『賢媛圖說』に、「楊香」の話の「附録」に、類似するものとして、「宛陵女」とともに、次の話を紹介する。動物は虎ではなくて豹である。すなわち、「建德、王氏の女、父、出て舍傍に耘せしとき、豹に遇いて、噬む所と爲る。曳きて山に升るに、父、大いに呼ぶ。女、聲を聞きて趨して救わんとす。父棄つる所の鋤を以て、豹の腦を撃ちて之れを殺す。父、生くるを得たり。」とある。

(4)これは、藍鼎元の孝行観である。ところで、上記、呂坤『閨範』は、孝女楊香について次のように評論する。「惟だ義のみ能く勇なり。膽、女子より怯なるは莫く、力、閨門の少年より弱きは莫

し。猛愨にして多力なること、噬人の虎より強きは莫し。香や、乃ち能く其の頸を搯して、而して父を救うに生を以てす。向して孝心の迫切するに非ずんば、奮いて身を顧みるせざらん。勇を以てし力を以てするも、豈に能く自ら敵せんや。幸いにして而して兩つながら全きも、亦た天祐有り。香の心の若くんば、則ち俱に死するも亦た恨み無からん。」という。

また、『繪圖列女傳』の汪氏の論評は、「虎、戾わいどと雖も、人、甘餌と雖も、能く誠孝を以て感通すれば、則ち天地鬼神も、黙して持つて之れを相あひまくすること有り。虎の人に與あける、異類にして、媚ていれなるなり。楊香、一女子なるを以て虎を搯して、以て其の父を全うす。蓋し是の時に當たりて、香の心、惟だ父有るを知るのみにて、虎有るを知らざりしならん。故に、以て虎を石視して、而して奮いて身を顧みずして、父を難より免れしむ。然らずんば、彼、伏虎の法、勅虎の法有るに非ざれば、虎に談じて色變ずることをなしえざらん。さすれば則ち虎を見て而して股慄するのみならん。故に、人の爲めにして虎を搏てば、則ち馮婦と爲り、父の爲めにして而して虎を搯すれば、則ち楊香と爲る。徒だ搏ちて何ぞ傷まん。死すると雖も悔ゆる無きなり。」という。「馮婦」は、『孟子』盡心下篇に紹介する虎を搏つ婦人の話に基づく。

いずれも、個人的な利害を越えた孝の誠が常識を超越する行動を引き起こすこと。また、人間のこの真情が天地鬼神の靈妙な助けを招来するという認識を示す。孝に神秘的な力の援助を結び付けるのは、孝子説話の一般的なスタイルであるが、藍鼎元は、ここで、「孝思、迫切する」を提示するが、強いて神秘靈妙と関連づけようとはしていない。

なお、直接関係はないが、呂坤『閨範』卷二には、「盧氏代母」を載せる。虎に襲われた母を助けるために、娘が身代わりになる話である。呂坤は、次のように論評する。「世に、豈に虎を畏れるざるの人有人らんや。況や、一膽怯の女子なるおや。獨り母の前に當たりて、惟だ我を噬むを恐れざらんや。此れ何の心なるや。一情の篤くする所、萬念、俱に忘る。虎、何ぞ盧氏を嘗噬せん。天、固より之れに假するに、章孝を以て應ずるのみ。」という（『宋史』卷二一九「列女」に「童氏女」を載せる。これも、襲われた母の身代わりになる話である）。この話は、凄惨である。正面から取り上げて、孝のテーマとして論評するのも困難である。諸家はこの話をあまり扱わないようである。『女學』もこれを取り上げない。ただし、清の康基淵『女學纂』卷下「女」にこの話を取り上げ、「世の女を溺ころする者、総べて女子を以て無益と爲すのみ。盧氏、身を捨てて母の死を免る。女子、何ぞ人に負わんや。」と述べる。これは、女子の立場からの、世論への反論・批判であり、儒教倫理を背景とする女子の人間主張の意識も伺える。男性が論評する場合には、女子にでもできる誠の孝情を賞賛し、この角度から、男子の孝行を促そうとする傾向も存する。例えば、呂坤『閨範』卷二「女子之道」や、『仇英繪圖汪氏列女傳』卷六の「齊太倉女」に加えた呂坤・汪氏の論などがそれである。

【第三十二章】

〔原文〕政和中、濟南崔志有女甚孝、母臥病久、冬月思食魚、而不可得、女曰、聞昔者王祥臥冰得魚、想不難也、兄弟皆曰、女子何妄論古今、女曰、不然、父母有兒女者、本欲養生送死、兄謂女不能耶、

乃同乳媪焚香誓天、即往河中臥冰、凡十日、果得魚三焉、鱗鬣稍異、歸以奉母、母病立愈、「媪鳥考切、鬣力涉切、」 右第三十二章

政和中、濟南の崔志に女有りて甚だ孝なり。母、病に臥すること久し。冬月に、魚を食らわんことを思えども、而れども得可からず。女曰わく、聞くならく、昔は、王祥、冰に臥して魚を得たりと。想う、難からざるなりと。兄弟、皆な曰わく、女子、何ぞ妄りに古今を論ぜんやと。女曰わく、然らず。父母の兒女有る者は、本より養生・送死せんことを欲す。兄は女には能わずと謂えるやと。乃ち乳媪と同一香を焚きて天に誓う。即ち河中に往きて冰に臥す。凡そ十日にして、果たして魚三を得たり。鱗鬣、稍々異なれり。歸りて以て母に奉ず。母、病立ちどころに愈えたり。(1)「媪は、鳥考の切。鬣は、力涉の切。」 右、第三十二章。

○資料研究

(1) 陳繼儒『辟寒部』卷四に「政和中、濟南府、禹城縣の孝義村の崔志に女有りて甚だ孝なり。母、病に臥すること久し。冬、忽ち、魚を食らわんことを思えども、而れども得可からず。其の女曰わく、聞くならく、昔は、王祥、冰に臥して魚を得たりと。想う、難からざるなりと。兄弟、皆な曰わく、盡く書を信ずれば、則ち書無きに如かず。女子、何ぞ妄りに古今を論ぜんやと。女曰わく、然らず。父母の兒女有る者は、本より養生・送死せんことを欲す。兄は女には能わずと謂えるやと。乃ち乳媪と同一香を焚きて天に誓う。即ち河中に往きて冰に臥す。凡そ十日にして、果たして魚三尾を得たり。鱗鬣、稍々異なれり。歸りて以て母に饋る。母、之れを食らいて、病む所、頓に愈えたり。人、方に冰に臥する時を問う或り。曰わく、

身を以て試みるときは、殊に寒きを覺えずと。」とある。傍線部分が『女學』の表現と異なる。

「王祥」の伝記は、『晉書』列傳三に見える。「祥は、性至孝なり。早に親を喪う。繼母の朱氏、慈ならず。數々、之れを譖す。是に由りて愛を父に失えり。……母、常て生魚を欲す。時に、天寒く冰凍る。祥、衣を解きて、將に冰を剖きて之れを求めんとするに、冰、忽ち自ずから解けて、雙鯉躍り出づ。之れを持して歸る。」とある。この話は、『蒙求』に取り入れられ、「二十四孝」の一話としても有名である。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」媪老婦之稱、即乳母、

鬣音獵、魚領旁小鬣、

媪は、老婦の稱なり。即ち乳母なり。

鬣は、音獵。魚領の旁の小鬣なり。

とある。各本、

②媪老婦之稱、即乳母、

鬣音獵、魚領旁小鬣、

③媪老婦之稱、即乳母、

鬣音獵、魚領旁小鬣、

④媪老婦之稱、即乳母、

鬣音獵、魚領旁小鬣、

⑤媪老婦之稱、即乳母、

鬣音獵、魚領旁小鬣、

⑤媼老婦之稱、即乳母、

鬻音獵、魚頷旁小鬻、

とある。特に、④の誤字が甚だしい。なお、頭注ではないが、本文注の、「鬻は、力渉の切。」が、⑥では、欠落している。

【第三十三章】

〔原文〕孝女曹娥上虞曹盱女也、盱爲巫祝、能撫節按歌、婆娑樂神、五月迎伍君、逆濤而上、溺死不得屍、娥年十四、沿江號哭、晝夜不絕聲、旬有七日、遂投江死、經五日、抱父屍而出、今曹娥碑爲世所傳誦、歷代不朽、卽其事也、〔節、盱音虛、樂音洛、號平聲、〕 健爲女子叔先雄、父爲縣功曹。齋檄詣巴郡、墮水不得屍、雄乘船于父墮處、慟哭赴水死、見夢其弟曰、後六日、當與父屍同出、至期果然、郡縣立祠祀之〔節、健經天切、音堅、處去聲、〕

樂平女子饒瓊眞、世漁鄱水、父漁而醉、不能舟、風卒起、溺死不得屍、饒走水上慟哭、三日不食、耳鼻皆流血、氣絕伏地而死、明日父屍出、鼃鼃蛟魚浮死者數萬、塞川下、鄱人爲神、葬之鄱水西、立碑表焉、〔鄱蒲河切、〕

論曰、此皆不幸父死沒屍、而以身殉者也、生則沿江號哭、天地慘悽、沒則精魂不散、偕父以出、偉哉孝女、一至是乎、固宜其祠禡豐隆、千秋不朽也、〔號平聲、〕 右第三十三章、

孝女曹娥は、上虞の曹盱の女なり。盱、巫祝と爲りて、能く撫節して按歌し、婆娑して神を樂しましむ。五月、伍君を迎えて、濤に逆いて而して上り、溺死して、屍を得ず。娥、年十四。江に沿いて號哭して、夜を盡くして聲を絶たざること、旬有七日なり。遂に江に投じて死す。五日を経て、父の屍を抱きて而して出づ。今、

曹娥碑ありて、世の傳誦する所と爲る。歷代、朽ちずとは、卽ち其の事なり。(1) 「節なり。盱は、音虛。樂は、音洛。號は、平聲。」

健爲の女子、叔先雄は、父、縣の功曹と爲る。檄を齎して巴郡に詣るに、水に墮ちて屍を得ず。雄、船に乗りて、父の墮ちし處に于いて、慟哭して赴きて水に死す。夢に其の弟に見われて曰わく、後、六日にして、當に父の屍と與に同に出づべしと。期に至りて果たして然り。郡縣、祠を立てて之れを祀る。(2) 「節なり。健は、經天の切。音、堅。處は、去聲。」

樂平の女子、饒瓊眞は、世々鄱水に漁す。父、漁して而して酔いて、舟する能わず、風、卒かに起こりて、溺死して、屍を得ず。饒、水の上を走りて慟哭し、三日、食らわず。耳鼻より、皆な流血して、氣、絶えて地に伏して而して死す。明日、父の屍、出づ。鼃鼃・蛟魚の浮き死する者、數萬にして、川を塞ぎて下る。鄱人、神と爲す、之れを鄱水の西に葬りて、立てて碑を表したり。(3) 「鄱は、蒲河の切。」

論に曰わく、此れ皆な、不幸にして父死して屍没して、而して身を以て殉ずる者なり。生きては、則ち江に沿いて號哭して、天地も、慘悽。没しては、則ち魂を精して散ぜして。偕にして父を以て出づ。偉なるかな孝女。一にして是に至れるか。固より宜しく其の祠禡の豐隆にして、千秋に朽ちざるべきなり。(4) 「號は、平聲。」 右、第三十三章。

○資料研究

(1) 父の名について、『女學』は「盱」とするが、「盱」とする系統の資料がある。

『後漢書』列傳第七四「列女傳」に、「孝女曹娥は、會稽上虞の人なり。父、盱、能く絃歌して、巫祝と爲る。漢安二年五月五日、縣江に於いて濤を沂りて、婆娑神を迎えて、溺死して、屍骸を得ず。娥、年十四。乃ち江に沿いて號哭して、晝夜、聲を絶たざること、旬有七日なり。遂に江に投じて而して死す。元嘉元年、縣長の度尚、娥を江南の道傍に改め葬り、爲めに碑を立てたり。」とある。

『後漢書』には、投身して父の溺死に殉じたことのみで、父の屍を抱いて浮上したことを述べない。『類聚』卷四引や『御覽』卷四五引の『會稽典錄』は、兩者まとめが微妙に異なるが、父の屍を抱いて浮上したことを述べない点は、ほぼ『後漢書』に等しい。

『世説新語』捷悟篇に、魏の武帝が曹娥碑の所を通り過ぎた時の話を掲げる。その劉孝標注に引く『會稽典錄』の話は、なぜか、『類聚』卷四引や『御覽』『後漢書』などのそれとまた異なる。さらに、これらには無い異質のモチーフが見える。「孝女曹娥は、會稽上虞の人なり。父、盱、能く撫節して按歌し、婆娑して神を樂しましむ。漢安二年、伍君神を迎えて、濤を沂りて上り、水の淹する所と爲りて、其の尸を得ず。娥、年十四。號して盱を思慕し、乃ち瓜を江に投ず。其の父の尸を存して曰わく、父の尸、此に在りとすれば、瓜、當に沈むべしと。旬有七日にして、瓜、偶沈む。遂に江に身を投じて而して死す。縣長の度尚、其の義を悲憐して、之れが爲めに改め葬り、其の弟子邯鄲子禮に命じて、之れが爲めに碑を作らしむ。」とある（『賢媛圖說』も「瓜」とする）。父の屍を俗信的な手法で求めようとする設定が興味深い。これに類似の設定が、「衣」を用いて示されるものが『水經注』卷四〇漸江水に引く「曹娥碑」に見える。すなわち、「娥の父、盱、濤を迎へて溺死す。娥、時

に年十四。父の尸の得られざるを哀しみて、乃ち號して江介に踴す。因りて衣を解きて江に投じて、

祝して曰わく、若し父の尸に値えば、衣、當に沈むべし。若し値わざれば、衣、當に浮くべしと。裁、落して便ち沈む。娥、遂

に沈みし處に於いて水に赴きて而して死す。縣令の度尚、外甥の邯鄲子禮して碑文を爲ら使めて、以て孝烈を彰かにす。」とある。『後漢書』李賢注によれば、「衣」を「瓜」に作るものが有ること、この話は、項原『列女傳』に見えるという（『古文苑』卷一九「曹娥碑」の章樞注も同じ）。娘が折つて己の切なる願いを託する物としては、「衣」の方が納得しやすいように思う。「瓜」は、あるいは「衣」を誤り写した結果ではなからうか。

一方、『女學』のように、父の屍を抱いて浮上したとする伝記は、南北朝時代の宋の劉敬叔撰『異苑』卷一〇に見える。「孝女曹娥なる者は、會稽上虞の人なり。父、盱、能く絃歌して、巫と爲る。漢安帝二年五月五日、縣江に於いて濤を沂りて、婆娑神を迎えて、溺死して、屍骸を得ず。娥、年十四。乃ち江に縁いて號哭して、晝夜、聲を絶たざること、七日なり。遂に江に投じて而して死す。三日後に、父の尸と俱に出づ。元嘉元年に至りて、縣長の度尚、娥を江南の道傍に改め葬り、爲めに碑を立てたり。」とある。『古文苑』卷一九引邯鄲淳「曹娥碑」にも、父が溺死したことを述べ、「時に娥、年十四。號して盱を思慕し、澤畔に哀吟すること、旬有七日なり。遂に自ら江に投じて死す。五日を経て、父の屍を抱きて出づ。漢安を以て元嘉元年に迄り、青龍辛卯に在り、之れを表するもの有る莫し。度尚、祭を設けて之れを誅す。辭に曰わく云々」とある（因みに、後世、王羲之書とも云われた「孝女曹娥碑」—平凡社『書道全集』中

国4東晉に引く一の拓本の文は、これに同じである)。ただし、この父の屍を抱き浮上したというモチーフは、次に掲げる「叔先雄」の伝記説話に影響された結果、後に、付け加えられたものではあるまいか。

曹娥の説話やその碑文に関わる記載は多彩である。ここではその多くは省略する。拙著『儒教社会と母性—母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史—』のⅡ研究篇第八章の「孝女曹娥」に、関連する考証を掲げる。また、拙稿「曹娥の伝記説話について」(大阪大学中国哲学研究室編輯『中国研究集刊』(第二十五号)蔵号一九九九年十二月)に、この説話を巡る諸問題を検討している。

なお、『女學』は、「婆娑して神を樂しましむ」とするが、古来、『後漢書』など、「婆娑神を迎えて」とするものがある。沈欽韓などの指摘するように、「婆娑」は神名ではないとすべきであるとする説が有力である。ただし、婆娑を神名とする説も必ずしも否定すべきでない要素を含んでいよう。これらについての考証も上記拙著・拙稿に詳しい。

女性伝記の系統の資料として、呂坤『閩範』卷二「曹娥求父」には、「曹娥は、上虞の曹盱の女なり。盱、能く撫劍して長歌し、婆娑して神を樂しましむ。漢建安二年五月五日、伍君を迎えて、濤に逆いて而して上り、水の没する所と爲りて、其の屍を得ず。娥、年十四。江に沿いて號哭して、十七晝夜、聲を絶たず。遂に自ら江に投じて以て死す。五日を経て、父の屍を抱きて出づ。縣長の度尚、娥を江南の道傍に改め葬り、爲めに碑を立てたり。」とある。『女學』のまとめと異なる(「撫劍して長歌」・「漢建安二年五月五日」・「縣長の度尚云々」など)点もあるが、内容は近似する(『女學纂』巻下はこれに同じ)。なお、これが、「漢建安二年」(後漢獻帝、AD.一九七)

とするのは特異である。普通は、「漢安二年」(後漢順帝、AD.一四三)とするものが多い。ただし、『異苑』のように、「漢安帝二年」とするものも有る。他に、『繪圖列女傳』卷六のように、「漢安三年五月五日」とするものもある。

以上のものと異質のまとめ方が、黃尚文輯『女範篇』(『閩範圖集』・『古今女範』などとも)卷四「烈女」に見える。「漢の曹娥は、曹盱の女なり。世々、昌の西に居る。義理を知り、父母に事えて孝なり。一日、山やま潤みづに水漲るに、父、竹桴いかだに乗りて渡らんと欲す。娥、水漲りて濟り難きを以て、父の溺るるを恐れ、之れを沮むも、従わず。行きて中流に至りて而して溺る。娥、哀慟して身を顧みずして、水に投じて父を尋ぬること、三日、屍を抱きて而して浮かぶ。里人、其の父の爲めにして而して死するを憐れみ、二屍を収めて之れを殯葬す。凡そ九年、之れを表するもの有る莫し。郡守の度尚、祭りを設けて之れを誄し、碑を立て祠を建つ。」とある。説話の概略は、大差が無いとも云えるが、まとめ方は、上記諸資料とやや異なる。因みに和刻本『列女傳』の『新續列女傳』後漢部分に収める「孝女曹娥」は、これ(『閩範圖集』)を用いている。

以上のようにモチーフやまとめ方が多様であるのは、これが、話格を強めた結果であろうか。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」伍君即伍子胥、

伍君は、即ち伍子胥なり。

とある。各本、以下のようである。

- ② 伍許即伍子胥
 - ③ 伍許郎伍子胥
 - ④ 伍君郎伍子胥
 - ⑤ 伍許即伍子胥
 - ⑥ 伍君即伍子胥
- ⑥は、本来の文字を回復しているが、他は、本文の注釈であるという認識に欠ける。

(2) 叔先雄の話も、『後漢書』列傳第七四「列女傳」に見える。

「孝女叔先雄なる者は、健爲の人なり。父、泥和、永建の初め、縣の功曹と爲る。縣長、泥和を遣わして扨して檄もて巴郡太守に謁せしむるに、船に乗りて湍水に墮ちて物故す。尸、喪して歸せず。雄、感念して怨痛し、心に存せんことを圖らず、常に自ら沈まんとするの計有り。生みし所の男女二人、並びに數歳なり。雄、乃ち各々に囊を作り、珠環を盛りて以て兒に繋けて、數々訣別の辭を爲す。家人、毎に之れを防閑す。百許日を経て後、稍や懈りしとき、雄、因りて小船に乗りて、父の墮ちし處に於いて、慟哭して自ら水に投じて死す。弟の賢、其の夕、夢みる。雄、之れに告ぐ、卻かへり後のち、六日にして、當に父と共に同に出づべしと。期に至りて之れを伺うに、果たして父と與に相い持して、江上に浮かぶ。郡縣、表言し、雄の爲めに碑を立て、其の形を圖象せり。」とある。

この話は、『華陽國志』卷三「蜀志」には、「永建元年十二月、縣長の趙祉、吏の先尼和を遣わして檄を巴蜀守に扨せしむ。成瑞灘を過ぎりて死す。子の賢、喪を求むれども得ず。女の絡、年、二十

五。適ち金珠を分けて、二錦囊を作りて、兒の頭下に繫く。二年二月十五日に至りて、女の絡、乃ち小船に乗りて、父の没せし所に至り、哀哭して自ら沈む。夢に賢に告げて曰わく、二十一日に至り、父の尸と與に俱に出んと。日に至り、父子、浮き出づ。縣、言い、郡太守蕭登、之れを高しとして尚書に上し、尸曹掾を遣わして之れが爲めに碑を立つ。」とある。

先ず、以上の二資料の間における異同について注目する。登場人物の名が異なること。『後漢書』では、『華陽國志』に語る息子による遺体捜索について語らない。これは、後にこれが、孝女を語る話として定着したために、息子の対応の部分については、関心が払われなくなった状況を反映しているであろう。また、『後漢書』で、「叔先雄」・「泥和」とし、『華陽國志』で、「絡」・「先尼和」とすることについて、古來議論が有る。『水經注』卷三三「江水」(「光尼和」・「絡」)や『搜神記』卷一一(「叔先尼和」・「雄」)などにも、この話が見える。古くは『困學記聞』卷一二「考史」が注目しているが、錢大昕『廿二史考異』卷一二の指摘が明確である。結論としては、「雄」は、「雒」字の譌であること、姓は、「叔先」または「先」であることなどである。詳細については、ここでは省略する。諸家の説については、拙著『儒教社会と母性―母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史―』の研究篇第八章に紹介している。

『女學』は、「叔先雄」をそのまま用いているから、恐らく『後漢書』の系統の資料に依拠したのであろう。『繪圖列女傳』卷六にも、この話を掲載しており、これも『後漢書』の資料の流れを汲む。「漢の叔先尼和は、健爲の人なり。順帝の永建の初め、泥和、縣の功曹と爲る。縣長、其れを遣わして巴郡太守に扨謁せしむるに、舡

に乗りて水に墮ちて死す。屍、得可からず。其の女、雄、晝夜號泣して、自ら沈まんと欲す。生む所の一男一女、俱に幼し。各々に一囊を作りて珠を盛りて兒に繋けて、數々、永訣の詞を爲して、水に赴きて其の父を求めんと欲すと言ふ。家人、之れを防ぐこと、百餘日、稍や懈りしとき、雄、小缸に乗りて、父の溺れし處に于いて、慟哭して遂に自ら水に投ず。是の夕、雄の弟の賢、夢に、雄來たりて告げて曰わく、後、六日にして、當に父の屍と與に同に出づべしと。期に至りて之れを候うに、果たして父の屍と與に相持して、江上に浮かぶ。郡縣、表言し、雄の爲めに碑を立て、其の像を圖せり。」とある。細かく見れば、表現の異なる部分も有るが、概ね『後漢書』を原資料としているようである。『女學』がいずれを典拠としたか断定は難しいが、「檄」を用いるのは『後漢書』である。しかし、全体的にかなり省略してまとめている。

- ◎『典故列女傳』頭注部分
 「内閣文庫」本の頭注部分に、
 「原文」齋送也、詣往也、
 齋は、送なり。詣は、往なり。
 とある。各本、以下のようなものである。
- ② 齋送也、詣往也、

- ③ 齋送也、詣往也、
 ④ 齋送也、該往也、
 ⑤ 齋送也、詣往也、
 ⑥ 齋送也、墮落也、
 ⑥の「墮落」は、本来の文字注釈とは異なっている。しかし、④が、本文の字に注釈をする意図から外れているのに比べれば、少なくとも、頭注の目指すところの何たるかを意識はしている。
- (3) この話は、『新唐書』列傳一三〇「列女」に見える。「饒娥、字は瓊眞、饒州の樂平の人なり。小家に生まれて、織紵に勤め、頗る自ら脩整す。父の勤、江に漁して、風濤に遇いて、舟、覆して、屍、出でず。娥、年十四、水の上に哭して、食らわざること三日にして死す。俄に大いに震電ありて、水虫、浮き出で、父の尸、浮き出でたり。郷人、之れを異として、とらひ贈を歸り禮を具えて、父及び娥を鄱水の陰に葬る。縣令の魏仲光、其の墓に碣す。建中の初め、黜陟使の鄭淑則、其の間に表旌し、河東の楊宗元、爲めに碑を立てたりと云う。」とある。『女學』のまとめ方は、小異なる。

- ◎『典故列女傳』頭注部分
 「内閣文庫」本の頭注部分に、
 「原文」漁捕魚也
 漁は、魚を捕へるなり。
 とある。各本、以下のようなものである。
- ② 撫捕魚也
 ③ 撫捕魚也
 ④ 漁捕魚也

⑤ 撫捕魚也
⑥ 漁捕魚也

②・③・⑤における「撫」字は、本文を無視した頭注となっている。

(4) 藍鼎元の孝女論である。特に、ここは父の後を追って死んだ娘の事例についての評論である。ところで、呂坤「閨範」卷二の「曹娥求父」の評論は、次のようである。「曹娥、父を求むること、十有七日なれども、而れども孝心衰えず。江に投ずること五日にして屍を負いて以て出づ。至誠の格る所、江神も、靈を致す。千古、談及するも、尚お人をして涙を揮わ使む。江に曹娥と名づけ、萬古に流れ芳し。」とある。ここに示される父の死に殉じた娘への評論・賞賛の方向は、藍鼎元のそれと大差は無い。

ところで、『繪圖列女傳』の汪氏の論評は、やや視点を異にする。「叔先雄」と「孝女曹娥」を連ねて掲げ、前者にのみ論評する。すなわち、「婦に三従有り。家に在りては父に従い、嫁しては夫に従い、夫死しては子に従う。叔先雄、已に嫁したり。さすれば則ち此の身は夫の爲めに有るなり。安くんぞ、夫に従うの身を以て、而して復た父に従うの死をするを得んや。父に忍びずして、獨り夫に忍びんや、獨り男女に忍びんや。父、子有るに、何ぞ雄の身を以て父を求むるに如かずとして、而しても豈に多くを出適の女に求めんや。惟れ其の父を傷むの切なるが故に、其の身を顧みるに暇あらず、必ず、父の屍をば之れ得て而して後已まんと欲するなり。彼の叔先賢なる者は、身は父の後爲り。乃ち、父の屍の得ると得ずを其の女に於いてするを聽けば、兄、幽明の間に此の良姉に愧ぢしならん。獨り謂えらく、泥和、水死已に百餘日なるに、能く保ちて魚鱉の爲め

に食されざりしか。又た六日にして而して猶お雄の屍と與に同に出でしなれば、則ち或いは其の孝感の致す所未だ知る可からずと。」という。叔先雄と曹娥は、孝女としての対応・行動は類似しているが、前者は、結婚して夫・子を持つ身であるという特殊性が具わる。ここでは、孝行への単一の賞賛に止まらず、親や子、または姉・弟の立脚するそれぞれの特殊状況を勘案しながら、孝の現実と意義を考察しようとしている。ただ、孝への真情が神秘靈異の現象をもたらずと認識する点は藍鼎元の論評と共通している。

『女學纂』には、女性の立場からの、死を賭する孝女への嘆辞が示される。「曹娥は、一小女子にして、而も孝思純篤に、死を視ること歸するが如し。今に至るまで其の死する處を曹娥江と曰う。芳名、長江と與に同に流る。人、或るいは曹娥の死を以て悲しむ可きと爲すも、此の正天の曹娥を玉成せる所以を知らざるなり。世の碌碌として以て死する者は、能く此の女の萬古に馨香なる如くなるや否や。」とある。叔先雄については、「此れ曹娥の事と與に同じ。然れども雄、子有るの女の累なれば、其の處する所、曹よりも更に難きなり。」という。同じ殉死でも、叔先雄の場合は独特であるとされる。『繪圖列女傳』の汪氏の論評とも似通う捉え方であるが、自らが女性であることの立場を自覚して提出される孝女観は、悲嘆・感動の情念が一際濃厚である。

〔6〕「事兄嫂之徳」に関連する立言

【第三十四章】

〔原文〕顔氏家訓曰、婦人之性、率寵子媚而虐兒婦、寵婿、則兄弟之怨生焉、虐婦、則姊妹之讒行焉、然則女之行留、皆得罪於其家者、

可不戒哉、右第三十四章、

顔氏家訓に曰わく、婦人の性、率ね子の婿を寵して、而して児の婦を虐す。婿を寵すれば、則ち兄弟の怨み生じん、婦を虐すれば、則ち姉妹の讒かんが行われん。然らば則ち女の行なま留とど、皆な罪を其の家いへに得る者なり。戒めざる可けんや（一）。右第三十四章、

○資料研究

（一）『顔氏家訓』治家篇に、「婦人の性、率ね子の婿を寵して、而して兒の婦を虐す。婿を寵すれば、則ち兄弟の怨み生じん、婦を虐すれば、則ち姉妹の讒行われん。然らば則ち女の行留、皆な罪を其の家いへに得る者は、母、實に之れを爲す。諺に云える有るに至る、落索らくさくたる阿姑あこの餐いと。此れ其の報いなり。家の常弊にして、誠めざる可けんや。」とある。ここで、藍鼎元は、傍線部分を省いてゐる。この部分を省いた理由については、次のようなことが考えられる。

すなわち、『顔氏家訓』では、「率ね子の婿を寵して、而して兒の婦を虐す。」のごとく、姑の立場にある婦人の性が、己の娘に悪影響を与えることを訓戒するのであるが、『女學』では、嫁入った女性に対応する小姑の方に問題点を設定して、嫂への配慮の大切さを論じるため、傍線部分をそのまま用いては都合が悪かったであろう。しかし、独自の論点でこの『顔氏家訓』の一文を利用した藍鼎元の処置は、やや強引すぎるようである。特に、「皆な罪を其の家いへに得る者は」は、『顔氏家訓』では、姑の立場に在る女性に、嫁行つて来た者からは、小姑となる我が娘への感情的な親愛を警告しようとするが、『女學』では、小姑の立場に在る女性に、直接に訓

戒する意図のもとに、この「皆得罪於其家者」が用いられているからである。この句は、『女學』でのように用いると解釈がやや苦しくなるであろう。

◎「事兄嫂之德」について藍鼎元の論

「原文」婦人愛女、其天性也、女子事嫂、當倍加親愛、温和謙讓、豈可自圖便利相傾相軋哉、每見人家癡女、不知兄嫂之爲親、稍不如意、則於父母之前、播弄長舌、論說是非、使母氏嗔怒、致怨於嫂、視若仇敵、父母既没之後、嫂亦恨已入骨、惡之如鴟鼻、一家之親、乃至於此、深可痛也、述事兄嫂之德、自此以下凡二章、「惡去聲」婦人、女を愛するは、其の天性なり。女子、嫂に事えて、當に親愛を倍加して、温和にして謙讓なるべし。豈に自ら便利なるを圖りて相い傾あやうく相い軋せりあす可けんや。毎に人の家の癡女を見るに、兄嫂をば之れ親と爲すを知らず。稍に意の如くならざれば、則ち父母の前に於いて、長舌を播弄ほそし、是非を論説して、母氏をして嗔怒いかさせ、怨を嫂に致して、視ること仇敵の若くなら使む。父母、既に没するの後、嫂も、亦た恨むこと已に骨に入り、之れを惡むこと鴟鼻あさつの如し。一家の親、乃ち此に至れるは、深く痛む可きなり。兄嫂に事うるの徳を述ぶること、此れ自り以下凡そ二章（一）。
「惡は、去聲。」

○資料研究

（一）「和叔妹之德」（第二十一章・第二十二章）・「睦娣姒之德」（第二十三章・第二十八章）では、嫁入り先での、小姑や兄弟嫁間での人間関係について配慮について述べる。ここでは、小姑の立場に在る女

性が、嫂にどう対処すべきかを訓戒しようとする。「和叔妹」・「睦娣姒」・「事兄嫂」を別々の項目を立てて論じるのは、『女學』独特の女教認識によると見うるであろう。おおむね、女教の書においては、これらは「睦娣姒」を中心に、家庭の調和を視野に入れてまとめられ訓戒されるのが普通である。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」軋音摑、輓也

鷗音笞、鼻音鷺、皆惡鳥、

軋は、音摑。輓なり。

鷗は、音笞。鼻は、音鷺。皆な惡鳥なり。

とある。「内閣文庫」においても、「軋音摑」の「摑」字は必ずしもこのように明確に刻されていないが、似た字形の内では、「軋」字の音としては、「摑」が相当するであろうと判定した。各本以下のようにである。

②軋音摑、輓也

鷗音笞、鼻音鷺、皆惡鳥、

③軋音摑、輓也

鷗音笞、鼻音鷺、皆惡鳥、

④軋音扎、輓也

鷗音笞、鼻音鷺、皆惡鳥、

⑤軋音摑、輓也

鷗音啣、鼻音鷺、皆惡鳥、

⑥軋音札、逆也

鷗音笞、鼻音鷺、皆惡鳥、

以上、「軋音摑」の部分における誤刻が著しい。なお、③や⑤においては字体の判読困難のものも有る。

【第三十五章】

「原文」鄒瑛、宋人之女也、繼母所出、前母兄娶妻荊氏、繼母惡之、飲食常不給、瑛私以已食繼之、母每以非理役荊、瑛必與俱、荊有過誤、瑛先引爲己罪、母每扑荊、瑛跪而泣曰、女他日不爲人婦耶、有姑如是、吾母樂乎、母怒、欲笞瑛、瑛曰、願爲嫂受笞、嫂實無罪、母徐察之、後適爲士人妻、舅姑妯娌姉妹、知其賢也、皆敬重焉、瑛歸寧、抱數月兒、嫂置諸牀上、兒偶墜火爛額、母大怒、瑛曰、吾臥于嫂室不慎、嫂不知也、兒竟死、荊悲悔不食、瑛爲好語相慰曰、嫂作意耶、我夜夢凶、兒當死、不則我將不利、強嫂食而後食、母後見女之得愛于夫家也、竟成慈母、瑛嘗病、嫂爲素食三年、瑛五子、四登進士、年九十三而卒、「惡去聲、樂音洛、爲嫂之爲去聲、強上聲、」右第三十五章、

鄒瑛は、宋人の女なり。繼母の出だす所なり。前母の兄、妻の荊氏を娶る。繼母、之れを惡む。飲食、常に給せず。瑛、私かに己の食を以て之れを繼ぐ。母、毎に非理を以て荊を役す。瑛、必ず與に俱にす。荊に、過誤有るときは、瑛、先ず引きて己が罪と爲す。母、荊を扑する毎に、瑛、跪きて而して泣きて曰わく、女、他日、人の婦と爲るならずや。姑有りて是くの如くんば、吾が母、樂しむかと。母、怒りて、瑛を笞うたと欲す。瑛曰わく、願わくは嫂の爲めに笞を受けん。嫂、實に罪無きなりと。母、徐ろに之れを察す。後、適きて士人の妻と爲る。舅姑・妯娌・姉妹、其の賢なるを知り

て、皆な焉れを敬重す。瑛、歸寧するに、數月の兒を抱く。嫂、諸を牀上に置くに、兒、偶ま火に墜ちて額を爛す。母、大いに怒る。瑛曰わく、吾、嫂の室に臥して、慎ならず。嫂、知らざるなりと。兒、竟に死す。荊、悲しみ悔いて食らわず。瑛、爲めに好語して相い慰めて曰わく、嫂の作意せるならんや。我、夜に夢みて凶なり。兒、當に死すべきなり。しからずんば、則ち我に將に利あらざらんとすと。嫂の食せんことを強いて而して後に食らう。母、後に女の愛を夫家に得たるを見るや、竟に慈母と成る。瑛、嘗て病む。嫂、爲めに素食すること三年なり。瑛に五子あり。四は、進士に登す。年、九十三にして而して卒す(一)。「悪は、去聲。樂は、音洛。爲嫂の爲は、去聲。強は、上聲。」右、第三十五章。

○資料研究

(1)『女學』小型本にては、「鄒瑛、宋人之女也」を、「鄒瑛、宋人之女也」に作る。

呂坤『閨範』卷四に、「鄒瑛引過」として紹介する。「鄒瑛は、宋人なり。繼母の女なり。前母の兄、妻の荊氏を娶る。繼母、之れを悪む。飲食、常に給せず。瑛、私かに己の食を以て之れを繼ぐ。母、荊を苦役す。瑛、必ず與に俱にす。荊に、過誤有るときは、瑛、荊をして知ら令めず。先ず引きて己が罪と爲す。母、荊を扑する毎に、瑛、跪きて而して泣きて曰わく、女、他日、人の婦と爲るならずや。姑有りて是くの如くんば、吾が母、樂しむかと。奈何ぞ嫂氏の父母をして日々に憂女の眉に蹙しま令めんや。母、怒りて、瑛を答うたんと欲す。瑛曰わく、願わくは嫂の爲めに答を受けん。嫂、實に罪無きなりと。母、徐ろに之れを察す。後、適きて士人の妻と

爲る。舅姑・妯娌・姉妹、其の賢なるを知りて、皆な焉れを敬重す。瑛、歸寧するに、數月の兒を抱く。嫂、諸を牀上に置くに、兒、偶ま火に墜ちて額を爛す。母、大いに怒る。瑛曰わく、吾、嫂の室に臥して慎ならず。嫂、知らざるなりと。兒、竟に死す。荊、悲しみ悔いて食らわず。瑛、哭せず。爲めに好語して相い慰めて曰わく、嫂、作意せるならんや。我、夜に夢みて凶なり。兒、當に死すべきなり。しからずんば、則ち我に將に利あらざらんとすと。嫂の食せんことを強いて而して後に食らう。母、後に女の愛を夫家に得たるを見るや、竟に慈母と成る。瑛、嘗て病む。嫂、爲めに素食すること三年なり。瑛に五子あり。四は、進士に登す。年、九十三にして而して卒す。」とある。これは、「鄒瑛」を「鄒瑛」に作る。また、傍線部分が表現を異にする。『女學纂』卷下「姑嫂」にこれを掲載するが、『女學』と同じく「鄒瑛」に作るが、内容は『閨範』に同じである。ただし、「荊をして知ら令めず」(不令母知)の部分と「母をして知ら令めず」(不令母知)に変形している。『賢媛圖説』の「賢女」にこれを掲載するが、『女學』とほぼ同じである。ただ、「女、他日、人の婦と爲るならずや」を「兒、他日、人の婦と爲るならずや」に、「爲めに好語して相い慰めて曰わく」を、「之れを慰めて曰わく」に、「しからずんば、則ち」(不則)を「しからずんば、則ち」(否則)に、「年、九十三」を「壽、九十三」に、それぞれ変じているにすぎない。

おそらく、『女學』は、呂坤『閨範』の資料に依って、少し改筆したのであろう。『賢媛圖説』には、むしろ『女學』の影響が感じられる。

『袁氏世範』卷上「睦親」に、「舅姑、當に奉承すべし」の項目

が有り、「凡そ人の婦、性行、相い遠からざれども、而れども小姑有る者は、獨り舅姑の喜ぶ所と爲らず。此れより舅姑の愛偏するに因る。然れども、兒婦爲る者は、當に一意に承順すべきを要す。さすれば則ち尊長、久しくして而して自ずから悟らん。或いは父、或いは舅姑、終に察せざるときは、則ち子爲り婦爲るものは、奈何ともす可き無し。敬を加うるの外、之れに任せんのみ。」という。小姑の有る場合の、嫁の立場の複雑さや、舅姑への対応の難しさを指摘する。しかし、結局は舅姑に従順でなければならぬと教示する。

鄒瑛の場合は、小姑である者が配慮することに問題解決の一方法があることを示唆するものである。藍鼎元が、これだけを「和叔妹」・「睦娣姒」と別して、一項目として提示するのは、特殊で実践が困難ではあるが、家庭の調和維持上で、この角度の認識も無視してはならぬことを指摘しようとしたからであろう。

呂坤『閨範』は、鄒瑛の伝記紹介の後に、次のような評論を掲げる。「小姑、姑の如し。嫂、甚だ之れを畏る。娣、異母なるに、嫂を視ることは是くの如し。多壽・多男子・多貴なるは、殆ど天の賢人に報ゆる所以なるかな。吾が郷、大小姑、貴重せらる。出嫁の女、母と與に列座し、座して左に居る。弟の婦、與に同席するときは、則ち叩頭して告げて座す。大姑、立ちて之れを受けて、稍々、心に當わざれば、則ち辭色ことばおいろ、父母の如くにす。惟だ賢者のみ然せざれども、然する者は、強半なり。此の傳を讀めば、寧ぞ汗顔せざらんや。」という。小姑の位置が、すでに嫁たちへの柔軟な対応を妨げている事実を指摘し、鄒瑛における次元の高い配慮を称える。『女學纂』も、称えて、「瑛の賢行、一として義禮に原本せざるもの無し。男に王覽有り、女に鄒瑛有り。貴壽にして令子の多なるは、天

の報徳、爽さわわざるなり。」という。母に虐待される度に異母兄の王祥をかばった王覽を比較する点が興味深い。ただし、異母への視点は共通でも、女性の場合は、状況が複雑である。比較するにはやや無理があるろう。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」世間爲女多與兄嫂不合、但得不於母前搬唇弄舌、及母怒嫂、能從中勸解、斯稱賢矣、況肯減食食之代役代答不倦乎、更有難者、兒子因嫂墜火而死、雖嫂無心、而胸中豈能不宿怨、乃母大怒、反爲蓋愆、嫂抱慚、反爲強食、且託夢相慰、後竟化母成慈、聖賢度量、雖鬚眉男子不及、千古以上一鄒英、千古以下一鄒英、

世間、爲えらく、女、多くは兄嫂と合せざると。但だ母の前に於いて搬唇あやま・弄舌いたせざるを得て、母の嫂を怒るに及びて、能く中從まごころり解とどを勧めたる、斯ち賢と稱せらるるなり。況んや肯えて減食して之を食らわせ、代わりて役せられ代わりて答せられて倦まざるをや。更に難き者有り。兒子、嫂の火に墜とすに因りて而して死す。嫂、無心なりと雖も、而れども胸中豈に能く怨を宿さざらん。乃ち母大いに怒りては、反りて爲めに愆を蓋う。嫂、慚を抱きては、反りて爲めに食せんことを強う。且つ夢に託して相い慰む。後、竟に母を化して慈と成らしむ。聖賢の度量ありて、鬚眉の男子と雖も及ばず。千古以上、一鄒英のみ。千古以下、一鄒英のみ。とある。頭注は、外の部分では、ほとんど文字の読みや意味の説明になつてゐるが、ここは、鄒瑛の所行を評価・評論する。なお、「鄒瑛」を「鄒英」に作る。各本以下のものである。

- ②世間爲女多與兄嫂不合、但得不於母前搬唇弄舌、及母怒嫂、能從中勸解、斯稱賢矣、況肯減食食之代役代答不倦乎、更有難者、兒子因嫂墜火而死、雖嫂無心、而胸中豈能不宿怨、乃母大怒、反爲蓋愆、嫂抱慚、反爲強食、且託夢相慰、後竟化母成慈、聖賢度量、雖鬚眉男子不及、千古以上一鄒英、千古以下一鄒英、
- ③世間爲女多與兄嫂不合、但得不於母前搬唇弄舌、及母怒嫂、能從中勸解、斯稱賢矣、況肯減食食之代役代答不倦乎、更有難者、兒子因嫂墜火而死、雖嫂無心、而胸中豈能不宿怨、乃母大怒、反爲蓋愆、嫂抱慚、反爲強食、且託夢相慰、後竟化母成慈、聖賢度量、雖鬚眉男子不及、千古以上一鄒英、千古以下一鄒英、
- ④世間爲女多與兄嫂不合、但得不於母前搬唇弄舌、及母怒嫂、能從中勸解、斯稱賢矣、況肯減食食之代役代答不倦乎、更有難者、兒子因嫂墜火而死、雖嫂無心、而胸中豈能不宿怨、乃母大怒、反爲蓋愆、嫂抱慚、反爲強食、且託夢相慰、後竟比母成慈、聖賢度量、雖鬚眉男子不及、千古以上一鄒英、千古以下一鄒英、
- ⑤世間爲女多與兄嫂不合、但得不於母前搬唇弄舌、及母怒嫂、能從中勸解、斯稱賢矣、況肯減食食之代役代答不倦乎、更有難者、兒子因嫂墜火而死、雖嫂無心、而胸中豈能不宿怨、乃母大怒、反爲蓋愆、嫂抱○、反爲強食、且託夢相慰、後竟化母成慈、聖賢度量、雖鬚眉男子不及、千古以上一鄒英、千古以下一鄒英、
- ⑥世間爲女多與兄嫂不合、但得不於母前搬唇弄舌、及母怒嫂、能從中勸解、斯稱賢矣、況肯減食食之代役代答不倦乎、更有難者、兒子因嫂經火而死、雖嫂無心、而胸中豈能不宿怨、乃母大怒、反爲蓋愆、嫂抱泣、反爲強食、好語相慰、後竟他母成慈、聖賢度量、相須衆男子不及、千古以上一鄒英、千古以下一鄒英、

以上、傍線部分が字を異にする。④の誤字も目に付くが、⑥はかなり異字が多い。もとにした版本で字の不明瞭が多かったからであろうか。ただし、全般的に、他本では、不明文字を他字に置き換える場合、文意を考慮したのか疑わしいものが多いが、⑥では、文字を当てはめる場合に、時として、前後の文章とのつながりや文意を工夫する姿勢がうかがわれる。この場合も、その一例と云えよう。

〔7〕「去妬之德」に関連する立言

以下の二章については、すでに広島国際学院大学『研究報告』第33巻(平成12年12月)に掲載しているので、ここでは割愛する。

【第三十六章】

〔省略〕

【第三十七章】

〔省略〕

【第三十八章】

〔原文〕皇明内訓曰、君子爲宗廟之主、奉神靈之統、宜蕃衍似續、傳序無窮、故夫婦之道、世祀爲大、古之哲后賢妃、皆推德逮下、薦達貞淑、不獨任己、是以茂衍來裔長流慶澤、周之太姒有逮下德、故樛木形福履之詠、螽斯揚振振之美、終能昌大本枝、綿固宗社、三王之隆、莫此爲盛矣、故婦人之行、貴于寬惠、惡于妬忌、月星並麗、豈掩未光、松蘭同畝、不嫌俱秀、自后妃以至士庶人之妻、誠能貞靜寬和、明大孝之端、廣至仁之意、不專一己之欲、不蔽衆下之美、斯上安下順、和氣蒸融、善慶源源、實肇於此矣、〔振音眞、行去聲、惡去聲、〕 右第三十八章。

皇明内訓に曰わく、君子は、宗廟の主と爲りて、神靈の統を奉ず。

宜しく似續を蕃衍し、序を無窮に傳うべし。故に夫婦の道、世祀をば大なりと爲す。古の哲后・賢妃は、皆な徳を推して下に逮ほし、貞淑を薦達して、獨り己にのみ任せず。是を以て來裔を茂衍し、長に慶澤を流く。周の太姙は、下に逮ほすの徳有り。故に樛木は福履の詠を形わし、蠡斯は振振の美を揚ぐ。終に能く本枝を昌大にし、宗社を綿固にす。三、王の隆なること、此れより盛なりと爲すは莫し。故に婦人の行は、寛惠なるを貴び、妬忌なるを惡む。月星、並び麗きて、豈に未光を掩わんや。松蘭、畝を同じうして、俱に秀づるを嫌せず。后妃自り以て士庶人の妻に至るまで、誠に能く貞靜・寛和にして、大孝の端を明らかにし、至仁の意を廣めて、一己の欲を専らにせず、衆下の美を蔽わざるなれば、斯こに上安く下順い、和氣、蒸融して、善慶、源源たること、實に此こに肇まらん。(一) 「振は、音眞。行は、去聲。惡は、去聲。」 右第三十八章。

○資料研究

(一) この一文は、明の仁孝文皇后『内訓』速下第一九に見える。すなわち、「君子は、宗廟の主と爲りて、神靈の統を奉ず。宜しく似續を蕃衍し、序を無窮に傳うべし。故に夫婦の道、世祀をば大なりと爲す。古の哲后・賢妃は、皆な徳を推して下に逮ほし、貞淑を薦達して、獨り己にのみ任せず。是を以て來裔を茂衍し、長に慶澤を流く。周の太姙は、下に逮ほすの徳有り。故に樛木は福履の詠を形わし、蠡斯は振振の美を揚ぐ。終に能く本枝を昌大にし、宗社を綿固にす。三王の隆なること、此れより盛なりと爲すは莫し。故に婦人の行は、寛惠なるを貴び、妬忌なるを惡む。月星、並び麗きて、

豈に未光を掩わんや。松蘭、畝を同じうして、俱に秀づるを嫌せず。后妃自り以て士庶人の妻に至るまで、誠に能く貞靜・寛和にして、大孝の端を明らかにし、至仁の意を廣めて、一己の欲を専らにせず、衆下の美を蔽わず、君子の澤を廣むるなれば、斯こに上安く下順い、和氣、蒸融して、善慶、源源たること、實に此こに肇まらん。」とある。傍線部分が、『女學』では省略されている。なお、『本枝』を、明嘉靖九年刊行の『内訓』では、『本支』に作る。ただし、『女四書』に収める『内訓』は、『本枝』に作る。また、『君子の澤を廣むるなれば』の一文が、『女四書』のそれには有る。

『明史』列傳第一皇后によれば、成祖(永樂帝)仁孝皇后徐氏は、中山王達の長女で、「幼くして貞靜、讀書を好みて、女諸生と稱せらる。」という。帝にしばしば貴重な助言をしたという。例えば、「當世の賢才、皆な高皇帝の遺せし所なり。陛下、宜しく新舊を以て問つべからず。」といい、また、命婦たちに論じて、「婦の夫に事えるに、奚ぞ饋食・衣服のみに止まらんや、必ず助有るべきなり。朋友の言には、従う有り違有り。夫婦の言は、婉順にして入り易し。吾、旦夕に上に侍りて、惟だ生民を以て念と爲す。汝が曹、之れに勉めよ。」と云つたと。著述について、「嘗て女憲・女誠より採りて内訓二十篇を作り、又た、古人の嘉言・善行を類編して、勸善書を作り、天下に頒布す。」という。『明史』志第七二、藝文一、女學類に、「高皇后内訓一卷」とある。その他、志三、雜家類に、「勸善書二十卷」と見える。なお、胡文楷『歷代婦女著作考』(上海古籍出版社、一九八五)は、「高皇后内訓一卷」については、「本傳の載する所と同じからず。亦た、偶ま未だ檢點せざるのみ。」と云う。なお、同書には、『文皇后詩』一卷・『勸善嘉言』三卷・『勸善

感應』一卷や、『佛說五十三佛大因緣經』三卷、『諸佛世尊如來菩薩尊者神僧名經』四卷、『夢感佛說第一希有大功德經』二卷、『高皇后傳』一卷、『貞烈事實』一卷などが諸書に見えるとする。

本文、「序を無窮に傳うべし（傳序無窮）」を『典故列女傳』⑥は、「傳緒無窮」に作る。また、「樛木は福履の詠を形わし、螽斯は振振の美を揚ぐ（樛木形福履之詠、螽斯揚振振之美）」について、③は、「樛木形福履之詠、螽斯陽振振之美」に、⑥では、「樛木形福履之緜、螽斯揚振振之美」に作る。

なお、妾への配慮を語るものとして、次の一文に注目しておく。明の蔣太后『女訓』愛妾第七に、「夫れ妾なる者は接なり。君子に接見する者なり。既に君子に接見せしならば、妻爲る者、愛せざる可からざるなり。奔すれば則ち妾と爲すと曰うと雖も、豈に尊卑の分を以て而して之れを忽せにす可けんや。且つ臣妾養い難し、之れを近づければ不遜にして、之れを遠ざければ則ち怨む。將た何に道りてか以て之れに處せんや。蓋し人心に柔なる莫くんば、勢を以て逼り難し。人心に強する莫くんば、徳を以て感ず可し。惟だ莊以て之れに莅み、慈以て之れを畜いて、可なり。然れども、天地の間、妻の妾に於ける、嫉妬の心を生じ、毒害の意を藏する者多きなり。皆な由りて夫主の情を體せざるが故なり。夫の妾に於ける、或るいは妻久しく子無くして而して蚤に求む。或るいは奉承して人に乏しくして而して他に卜す。妻、己を揣らず、子は代を著かにする所以なるを知る罔きなり。己、既に出無ければ、夫に勧めて妾を納れて子を生みて、而して宗祀を奉じて可なり。己、子無くして、而して又た妾を妬す。豈に貞婦、夫に事うるの道ならんや。貞婦の妾に於ける、當に知るべし、彼に子有りと雖も、而れども誥封は我が身に

あるなれば、何ぞ妬することか之れ有らん。夫、其の妾を愛すれば、妻も亦た之れを愛する所以なるを。妾を愛する者は、順夫の心なり。衣を推め食を譲りて、友愛の心、自如たり。悪を隠し善を揚げて、仁厚の意、自若たり。妾を愛すること此くの如くして、而して妾、寧ぞ愛する所を知らざる者有らんや。必ず躬から勤めて敬を致して、以て主母に事え、謙卑して自ら牧めて、以て左右に侍らん。夫、其の婦を敬し、婦、其の妾を愛すれば、和氣を一門に充たして、豈に禎祥爲らざる者あらんや。苟も妻、妾を愛すと雖も、外に恩養を示すに、内に嫉心を藏すれば、與うる所の衣服飲食、假意に過ぎざるのみ。賢妻爲るを欲するも得んや。妾、其の妻を敬するに、苟も實意無くんば、外、順承すると雖も、内、怨恨を懷く。良妾爲らんことを欲するも得んや。主父母爲る者、誠に能く其の婦を善導すれば、則ち夫主の心、安く、而して家道、齊うならん。」とある。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」頭注部分に、

「原文」樛音鳩、螽音終、

樛は、音鳩。螽は、音終。

とある。「内閣文庫」においても、特に、「音終」の部分は、字が掠れて読み難い。各本、以下のようなのである。

- ② 樛音鳩、螽布心、
- ③ 樛音〇、螽布心、
- ④ 樛音鳩、螽音終、
- ⑤ 樛音〇、苳布心、
- ⑥ 樛音鳩、螽布心、

以上、④以外はいずれも乱れが大きい。③・⑤の〇字は、判読不能である。

【第三十九章】

〔原文〕成湯之妃、有嬖氏之女也、賢行聰明、化訓内外、統領九嬪、後宮有序、無妬媚逆理之人、卒致王功、〔嬖音辛、行去聲、〕右第三十九章、

成湯の妃は、有嬖氏の女なり。賢行ありて聰明なり。内外を化訓し、九嬪を統領す。後宮に序有りて、妬媚・逆理の人無し。卒に王功を致す（一）。〔嬖は、音辛。行は、去聲。〕 右、第三十九章。

○資料研究

（一）劉向『列女傳』母儀篇の「湯妃有嬖」に、「湯の妃有嬖なる者は、有嬖氏の女なり。殷の湯、娶りて以て妃と爲す。仲壬・外丙を生む。亦た教訓を明らかにして、其の功を致す。有嬖の湯に妃たるや、九嬪を統領し、後宮に序有り。咸く妬媚・逆理の人無し。卒に王功を致す。君子謂う、妃は、明にして而して序有り」と。詩に云う、窈窕たる淑女は、君子の好き速なりと。賢女、能く君子の爲めに衆妾を和好するを言う。其れ有嬖を之れ謂うなり。頌に曰わく、湯の妃有嬖、質行にして聡明なり。伊尹を媵從して、夏自り殷に適く、勤愨みて中を治め、九嬪、行有り。内外を化訓し、亦た愨殊無し。」とある。

『女學』は、基本的にこれに依っていると思われるが、「頌」も取り入れて内容を要約し、独自にまとめ直しているであろう。